

岩手県県営建設工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田寛也

岩手県県営建設工事監督規程の一部を改正する訓令

岩手県県営建設工事監督規程（昭和32年岩手県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監督) 第2条 工事の監督は、工事ごとに当該工事の主管課長（当該工事が本庁以外の機関の所掌に <u>かかる</u> ものにあつては、当該機関の長。以下「所属長」という。）が指名する <u>吏員</u> （以下「監督員」という。）が行う。 2 [略]	(監督) 第2条 工事の監督は、工事ごとに当該工事の主管課長（当該工事が本庁以外の機関の所掌に <u>係る</u> ものにあつては、当該機関の長。以下「所属長」という。）が指名する <u>職員</u> （以下「監督員」という。）が行う。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。